
第 4 期

伊 達 市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

こころ寄り添う健やかなまちづくり

～地域共生社会をめざして～

令和4年3月

伊 達 市

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会

第 4 期

伊 達 市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

(計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度)

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け	2
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 地域の概況等	7
2 本市における取組み・評価・課題	21

第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念	57
2 計画の基本目標	58
3 施策の体系図	60

第4章 地域福祉計画の展開

【目指す姿1 すみなれた地域で ～安心の地域づくり】

基本方針1 わかりやすい情報の共有	61
基本方針2 包括的支援体制の整備	63
基本方針3 身近な相談機能の充実	66
基本方針4 心のバリアフリー化の促進	68

【目指す姿2 みんなで支える ～協働の地域づくり】

基本方針1 地域活動の充実と参加の促進	70
基本方針2 地域全体で支える体制の強化	72
基本方針3 より安全・安心に暮らせる環境の整備	74
基本方針4 ボランティア活動の活性化	77

第5章 第4期地域福祉活動計画の重点的な取組み

- 1 伊達市における地域共生社会の実現にむけて…………… 79
- 2 具体的な実行計画（実施事項・事業内容）…………… 79

第6章 計画の推進

- 1 協働による計画の推進体制の整備…………… 87
- 2 社会福祉協議会との連携による施策の推進…………… 87
- 3 市民への計画の浸透…………… 87
- 4 計画の評価…………… 87

資 料

- 1 計画の策定経過…………… 89
- 2 令和3年度伊達市地域福祉計画等策定委員名簿…………… 90
- 3 伊達市地域福祉計画等策定委員会設置要綱…………… 91
- 4 地域懇談会まとめ…………… 92
- 5 ふれあいいきいきサロン…………… 94
- 6 用語解説…………… 95

「地域自治組織」と「町内会など」の定義について

本計画における「地域自治組織」と「町内会など」の定義については以下に基づいています。

地域自治組織

小学校区を基本単位として、多くの住民の参加の下に、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、地域の課題を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的及び計画的に地域づくりを進める組織

（伊達市地域自治組織に関する要綱より）

町内会など

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）

（総務省資料より）